

臨床パストラル教育研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、臨床パストラル教育研究会という。

(事務局)

第2条 この団体は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市由比ガ浜四丁目4番36号に置く。

(目的)

第3条 この団体は、広く一般市民を対象として、日本におけるスピリチュアルケアの普及及びそれに携わる人材の養成を通して、全人的ケアを広く可能にすることにより、身体の健康のみならず心の健康が保たれ、例外なく誰にでもいつかは来る「死」を心安らかに迎えられるような社会の実現に寄与する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- ・ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・ 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床パストラル教育研修等による人材育成事業
- (2) スピリチュアルケアの研究に関する事業
- (3) スピリチュアルケアの啓発・普及に関わる事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、運営委員会が別に定める入会申込書により、運

営委員長に申し込むものとする。

- 3 運営委員長は、前項の申し込みがあったとき、運営委員会にはかり、合意を得て入会を認める。
- 4 運営委員長は、第2項のもの入会を認めない事項が生じたときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、運営委員会が別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、運営委員会が別に定める退会届を運営委員長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき。
 - (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 運営委員会

(種別及び会則)

第13条 この会に、次の運営委員を置く。

- (1) 運営委員会役員5人以上。
 - (2) 監事1人以上。
- 2 運営委員会のうち1人を運営委員長、1人以上2人以内を運営副委員長とする。

(選任等)

第14条 運営委員及び監事は、運営委員会において選任する。

- 2 運営委員長及び運営副委員長は、運営委員の互選とする。
- 3 監事は、運営委員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 運営委員長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故があるとき又は運営委員長が欠けたときは、運営委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則の定め及び総会または運営委員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 運営委員長の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 運営委員会の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、運営委員会に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 運営にかかわるすべての委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した運営委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 運営委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 運営委員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 運営委員が次の各号の一に該当する場合には、運営委員会は運営委員会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の理由により、職務の遂行に支障を来すと判断されるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他運営委員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により運営委員を解任しようとする場合は、議決の前に当該運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 運営委員会は、運営委員会の承認を経て必要な諸経費等を受けることができる。

- 2 その職務を執行するために要した費用を受け取ることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、運営委員長が定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この団体の会議は、総会及び運営委員会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の入会、退会、除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 監事の解任、役員職務
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、運営委員会が招集する。

- 2 運営委員長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 90 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もし

くは電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第31条 運営委員会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第 32 条 運営委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の 3 分の 1 以上から運営委員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規程により、監事から招集の請求があったとき。

(運営委員会の招集)

第 33 条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールにより、開催の日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(運営委員会の議長)

第 34 条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

(運営委員会の議決)

第 35 条 運営委員会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(運営委員会の表決権等)

第 36 条 各運営委員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、前条及び次条第 1 項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、その議事の議決に加わることができない。

(運営委員会の議事録)

第 37 条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記す

ること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この団体の資産は、臨床パストラル教育研究会に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この団体の資産は、総会の議決を経て、運営委員会が管理する。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第42条 この団体の会計は、臨床パストラル教育研究会に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに運営委員会が作成し、総会の過半数の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員長は、運営委員の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、運営委員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、運営委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第 7 章 会則の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この団体が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければならない。

(解 散)

第 51 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする臨床パストラル教育研究会に係る事業の継続の困難
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

2 前項第 1 号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾

を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この団体が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この団体の公告は、この団体の掲示場に掲示する。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長を置く。

(事務局長の任免)

第 56 条 事務局長の任免は、運営委員会で決定し、運営委員長が任免する。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

第 10 章 雑則

(細則)

第 58 条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、運営委員長がこれを定める。

附則

- 1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この団体の成立の

日から 2024 年 3 月 31 日までとする。

4 この団体の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

5 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この団体の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員（個人・団体） 7、000 円
賛助会員（団体） 1 口 10、000 円（1 口以上）

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
運営委員長	大山 悟
運営副委員長兼事務局長	盛 克志
運営委員	石田 了久
同	宇根 節
同	加藤 理人
同	田口 桂子
同	角田 久栄
同	藤野 了
同	山下 清美
同	安田 裕子
同	若松 真紀
監事	深谷 美枝
	中村 克久